

JATDダンス指導員資格認定試験実施細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本舞踏教師協会(以下「当協会」という。)が行うペアダンス(以下「ダンス」という。)の JATD プロダンス教師とは別にダンスを指導する者(以下「JATD ダンス指導員」という。)の資格認定試験の実施等について定めることを目的とする。

(JATD ダンス指導員資格認定試験)

第2条 当協会は、JATD ダンス指導員を養成するため、JATD ダンス指導員資格認定試験(以下「指導員試験」という。)を行う。指導員試験は指導員集合講習と指導員考査とする。

(技術認定級)

第3条 当協会の認定する技術認定級は、一般社団法人日本舞踏教師協会の組織等に関する規則(以下「組織等に関する規則」という。)第12条の通りとする。ただし、指導員については、他団体との混同を避けるため技術認定級の前に JATD を記して表すこととする。

第2章 実施機関

(資格認定局)

第4条 認定試験、昇級試験及び当協会が行う資格認定の円滑な実施を図るため、資格認定局を置く。
2 資格認定局は、組織等に関する規則第6条の通り各部、各課及び各委員会をもって構成する。

(JATD ダンス指導員資格認定委員会)

第5条 資格認定局に JATD ダンス指導員資格認定委員会(以下「指導員認定委員会」という。)を置く。

第3章 JATD ダンス指導員資格試験

(JATD ダンス指導員資格試験)

第6条 指導員試験は、組織等に関する規則第14条及び15条に基づき、指導員認定委員会が行う。また、管区については本部に準じ各管区指導員認定委員会が行う。
2 指導員試験は指導員集合講習及び指導員考査とする。
3 指導員集合講習課程修了の際、ダンスの知識及び技能について指導員考査を行う。
4 指導員考査は、JATD ダンス指導員資格審査員のうちから任命された者の立ち会いの下に、ダンスに関する知識及び技能について、筆記考査、実技考査によって行う。
5 指導員試験は、受講を希望する者すべてを公平に取り扱うものとし、受講の拒否、その他不適切な行為があったと認められる場合には、当協会は、当該指導員講習を無効とするほか、当該指導員講習を実施した者につ

いては以後の指導員講習を実施させないことができる。

6 指導員講習の日時、場所の告示は実施の概ね2ヶ月前までに、ダンス教授所、ダンス関係紙上及び当協会ホームページ上において行う。なお、試験申込みの締め切りは集合講習実施日の概ね1ヶ月前とする。

(JATD ダンス指導員技術認定級)

第7条 第14条 JATD ダンス指導員資格は当協会の賛助会員となり、プロダンス教師への登竜門として位置づけられ、一層の技術向上に寄与せしめるものとする。

5級 JATD ダンス指導員 JATD ダンス指導員資格認定委員会の行う集合講習及びペアダンスを始める基礎となるリーディング&フォロイングの考査に合格した者

4級 JATD ダンス指導員 JATD ダンス指導員資格認定委員会の行う集合講習及びリーディング&フォロイングの考査に合格した者

3級 JATD ダンス指導員 JATD ダンス指導員資格認定委員会の行う集合講習及びリーディング&フォロイング及びソロデモンストレーションの考査に合格した者

2級 JATD ダンス指導員 JATD ダンス指導員資格認定委員会の行う集合講習及びリーディング&フォロイング・ソロデモンストレーション及び筆記考査に合格した者

1級 JATD ダンス指導員 JATD ダンス指導員資格認定委員会の行う集合講習及びリード&フォロ・ソロデモンストレーション及び筆記考査に合格しプロダンス教師を目標とした者

(JATD ダンス指導員資格試験の方法)

第8条 指導員試験は、ダンスを教授するために必要な知識及び技能について行う。

2 指導員試験の実施要領等に関しては、JATD ダンス指導員資格認定委員会で定めるところによる。

(合格通知書)

第9条 当協会は、第6条に定める考査において一定の成績を修めた合格者に対して、合格通知書を発行する。

2 当協会は、前項の合格通知書を受けた者について、その者が拒否しない限り、JATD ダンス指導員として認定するものとする。

第9条 当協会は、第8条に定める考査において一定の成績を修めた合格者を、認定試験に合格した者(以下「認定試験修了者」という。)と認定する。

2 当協会は、前項に定める考査合格者について、その者が拒否しない限りアソシエイト JATD の技術認定級の JATD ダンス指導員として認定するものとする。

(認定試験・昇級試験受験資格)

第10条 受験資格年齢は、満18歳以上の者とする。ただし、18歳以上であっても高校在学中の者は除くものとする。

(認定試験・昇級試験考査の方法)

第11条 考査は、JATD ダンス指導員を養成するため、必要な適正、技能及び知識について、筆記考査及び実

技考査を行う。

- 2 筆記考査は、ダンスの理論と知識とする。
- 3 実技考査は、ソシアル、リズム(ブルース)、ジルバ、スクエア・ルンバ、マンボ、ワルツ、クイックステップ、フォックストロット、タンゴ、ルンバ、サンバ、パソ・ドブレ、チャチャチャについて、リーディング又はフォローイングとソロ・デモンストレーションの実演によって行う。

(合格者の基準)

第12条 考査等の合格の基準は次のとおりとする。

筆記考査

- ①ダンスの理論と知識 20点満点のうち、70%以上を合格とする。

実技考査

- ①項目ごとに、100点満点のうち、70%以上を合格とする。
- 2 筆記考査又は実技考査のうち、どちらかが合格点に達しない場合は、再考査扱いとなり、次回の考査、又は、次回の考査をやむを得ない事情で受験できない時は次々回に限り、当該考査の合格点に達した筆記考査又は実技考査を免除することができる。

第3章 JATD ダンス指導員の登録

(JATD ダンス指導員の登録)

- 第13条 当協会は、第9条に定める認定試験修了者について、JATD ダンス指導員として登録するものとする。
- 2 当協会は、前項に定める登録を受けた者に対して「JATD ダンス指導員認定証」(以下「認定証」という。)を交付するものとする。
 - 3 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当協会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。
 - 4 当協会は、認定証の交付を受けた者を JATD ダンス指導員登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
 - 6 登録簿には次の事項を記載する。
 - ①氏名、住所、生年月日
 - ②認定番号、認定年月日
 - ③認定の理由の別
 - 7 当協会は、登録簿を主たる事務所に備え付けて個人情報に該当しない事項に限り、照会等に応じるものとする。

(登録の取り消し)

第14条 当協会は、JATD ダンス指導員が偽り不正の手段により、前項に定める登録を取得したと認められる時は、当該 JATD ダンス指導員資格を無効とし、その登録を取り消すものとする。

(登録の更新)

第15条 第13条により当協会に登録された者は、別記(様式1)の登録更新申請書により、5年ごとに登録の更新を受けなければならない。

第9章 その他

(実施細則の改正)

第16条 当協会は、この実施細則を改正しようとするときは、あらかじめ理事会に報告するものとする。

附則

この細則は令和2年9月10日から施行する。

